

牛久市商工会ハートフルクーポン券事業実施要綱要約書

1. ハートフルクーポン券の販売等

- (1) ハートフルクーポン券の発行は、
【前期】200,000,000円、
【後期】300,000,000円 の2回に分けて発行する。
- (2) ハートフルクーポン券の販売単価は、
500円券×4枚、1,000円券×10枚の1冊14枚綴りとし、
1冊10,000円とする。
※1冊あたり20%のプレミアム
- (3) ハートフルクーポン券の販売限度は、
1世帯あたり【前期】50,000円(5冊)、
【後期】50,000円(5冊)を限度とする。
- (4) ハートフルクーポン券取扱店での使用限度額は、
1世帯あたり60,000円(5冊)までとする。
※使用限度額にはプレミアム分も含める。
※大型店は25,000円(共通商品券×25枚)を限度額とする。

2. ハートフルクーポン券の使用範囲等

- (1) ハートフルクーポン券14枚綴りのうち、
500円券×4枚、1,000円券×5枚は中小事業所のみ使用可とし、
残り1,000円券×5枚については大型店(店舗面積1,000㎡以上)
でも使用出来る共通商品券とする。
- (2) ハートフルクーポン券の使用期間は、
前期を 2025年 6月1日から、2025年 9月30日まで、
後期を 2025年12月1日から、2026年 3月31日までとする。
- (3) ハートフルクーポン券の利用につり銭は出さない。

3. 取扱店事業者の登録等

- (1) 取扱店事業者は、原則市内に事業所の住所を有した牛久市商工会員とする。
- (2) 取扱事業者は毎年度申込書に必要事項を記入のうえ商工会に提出する。
- (3) 商工会は一定の審査を行い、取扱店事業者の登録をおこなう。

4. 換金

- (1) 取扱店事業者は次のとおり引換済ハートフルクーポン券の換金をする。
- (2) ハートフルクーポン券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、券裏面の指定欄に取扱事業者名が判別できる印を押印する。

- (3) 上記の処理を行った引換済ハートフルクーポン券は、**原則毎月10日、20日、末日に商工会事務局に換金申込書を添えて持参する。**ただし、受付日が商工会の休業日の場合は、その翌営業日を受付日とする。
- (4) 取扱店への支払方法は常陽BKネットバンキングによる支払いとする。支払日は、上記受付日の3営業日後に振込むものとする。
- (5) 具体的な日程は別紙（別紙3）のとおりとする。

5. 賦課金及び手数料

- (1) **取扱店事業者は換金の時、手数料としてその金額の2%を負担する。**
※2%の換金手数料（負担金）は、課税取引に該当しないため、当会からはインボイスの発行はしません。
※2%の換金手数料（負担金）は、売上の値引きとして対応してください。

6. 取扱店事業者の取消し

- (1) 取扱店事業者が、本要綱に違反する行為を行った場合、商工会長は当該取扱店事業者の登録を取消すことができるとともに、損害が生じた場合は賠償金額を請求できるものとする。

7. 取扱い禁止事項

「新たな消費喚起を促す」という制度に沿わない次の事項の取扱を禁止します

- (1) 風営等の規制に規定する性風俗関連特殊営業
 (2) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等、不動産にかかる支払い

注：換金の支払いは「振込のみ」となり、次の振込手数料が別途かかります。

振込手数料一覧

振込額	常陽銀行牛久支店	常陽銀行本支店	他の金融機関
一律	0円	275円	495円